

# 民法（債権法）の抜本的見直しの作業について

民法（債権法）について、制定以来110年にわたる判例・学説の展開等を踏まえ、今日の社会経済情勢に適合させるための抜本的な見直しを行う。

(主な民法改正) 昭和22年 親族編・相続編の抜本的改正  
平成15年 担保物権に関する諸規定の見直し  
平成16年 民法現代語化

## 1 見直しをする範囲

民法第3編（債権）のうち第1章（総則）及び第2章（契約）〔民法第399条～第696条〕を重点的に見直す。また、契約との関連の深い民法第1編（総則）についても、必要に応じて見直しの対象とする。

## 2 作業の進め方

### 第1段階（準備的研究）

省内における基礎的調査として、民法制定以来110年にわたる判例・学説の展開等を踏まえ、現代的な民法（債権法）の理論的体系を構築するための検討作業を行う。

### 第2段階（法制審議会を中心とする検討）

数年後に法制審議会への諮問を行い、その調査審議及びパブリックコメントの手続を通じて、関係各界の意見を幅広く聴取し、これを踏まえた検討を行い、民法（債権法）改正要綱の答申を得る。